

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、滋賀県に本拠を置く地方銀行として、伝統ある近江商人の「三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)」の精神を継承した行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」をCSR(企業の社会的責任)の原点とし、経営理念に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄に努め、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る観点から、次の基本的な考え方に基づきコーポレートガバナンスの充実および不断の見直しを行います。

- 1.株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 2.ステークホルダーと適切に協働する。
- 3.非財務情報を含めた情報の適切な開示と、意思決定の透明性、公正性を確保する。
- 4.経営陣幹部による適切なリスクテイクを可能とするための環境整備を行う。
- 5.持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主との対話を重視する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-10-1】

当行は、諮問委員会の設置に向けて取締役会において検討を行いました。独立社外取締役と経営陣が会議体という形式に拘らず、十分なコミュニケーションを図ることにより、指名・報酬等の重要事項に関しての助言が得られることなどから、現段階では諮問委員会の設置は見送りしました。今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

○政策保有に関する方針

政策保有株式については、自己資本に対して過大にならないよう総額をコントロールします。

個別銘柄については、取引先企業および当行の中長期的な企業価値向上に資する等、その保有意義が認められる場合において保有します。ただし、リスク・リターンを踏まえた経済合理性や将来の見通し、地域経済との関連性等を定期的に検証し、保有の見直しが必要と認められる場合は、取引先企業との十分な対話を通じて、保有の可否を判断します。

○議決権行使基準

議決権の行使にあたっては、各議案が取引先企業の企業価値を高め持続的な成長に資する議案であるという観点や、当行の企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断します。

なお、株式価値に大幅な変動を与える場合や、議案内容に不明点がある場合には、特に慎重にその賛否を判断します。

また、主要な政策保有株式については、議決権行使の状況を取締役に報告します。

【原則1-7】

当行は「株主への利益供与の禁止」「アームズレングスルールの遵守」を含めた役職員が遵守すべき法令等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を取締役会決議で定め、その遵守状況をモニタリングしております。

役員(取締役及び監査役)と当行との間の取引については、定型約款に基づく取引を除き、行わないものとしております。なお、取締役と当行の間の利益相反取引については取締役会の承認をもって行うものとしております。

【原則3-1】

(1) 当行は、企業価値・存在価値を更に高めるため、第6次中期経営計画(平成28年4月～平成31年3月)「チェンジ&チャレンジ」を策定し、グループの総力をあげて「3つのチェンジ」と「5つの挑戦」に取り組むことを決意いたしました。当行はこの計画の実践を通じて、地域、お客さまの成長を牽引し、CSR憲章(経営理念)に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄を目指してまいります。

なお、第6次中期経営計画の詳細は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.shigagin.com/pdf/6thMMP.pdf>)

(2) 当行は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.shigagin.com/pdf/governance_guideline.pdf)

(3) 当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役の役割等(第15条)」「役員の報酬決定の方針と手続」に取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について規定しておりますので、ご参照ください。

(4) 当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の役割等(第13条)」「取締役の役割等(第15条)」「監査役等の役割等(第18条)」「役員候補者の指名の方針と手続」に経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を規定しておりますので、ご参照ください。

(5) 取締役候補者および監査役候補者の選任理由については、本報告書で以下のとおり開示いたします。

なお、平成28年6月24日に開催された第129期定時株主総会において、いずれの候補者についても選任されました。

【取締役候補者の選任理由】

北川 正義(新任)
昭和59年4月に入行して以降、営業店での支店長経験に加え、本部において経営企画部門、営業統轄部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため取締役候補者に選任しました。

【監査役候補者の選任理由】
長谷川 雅人(新任)
昭和56年4月に入行して以降、営業店での支店長経験に加え、本部において業務統轄部門、監査部門等に携わる等、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知している。以上より、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため監査役候補者に選任しました。

西川 聡(再任)(社外監査役)
大蔵省(現財務省)及び他の法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識ならびに金融に関する高い見識を有している。以上より、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため監査役候補者に選任しました。

【補充原則4-1-1】
当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の役割等(第13条)」「取締役の役割等(第15条)」「常務会の役割(第20条)」に、取締役会の役割、ならびに経営陣に対する委任の範囲について規定しておりますので、ご参照ください。

【原則4-8】
取締役会は定款上の員数である23名以内とし、取締役会全体として多様な知見、専門性を備えたバランスの取れた構成とするとともに、社外の視点を取り入れ、独立社外取締役を複数名選任しております。

【原則4-9】
当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「独立性判断基準」に、当行の独立性判断基準について規定しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1】
当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の役割等(第13条)」「取締役の役割等(第15条)」に、取締役会の構成に関する方針、ならびに取締役の選任に関する方針・手続きについて規定しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-2】
当行は社外取締役・社外監査役を含め、取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職状況を、「株主総会招集ご通知」の事業報告において開示しております。

【補充原則4-11-3】
当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の役割等(第13条)」「取締役会評価基準」に、取締役会全体の実効性についての分析・評価、ならびにその結果の概要の開示について規定しておりますので、ご参照ください。
なお、平成27年度の取締役会全体の実効性については、同年度に開催された取締役会に出席した役員(取締役および監査役)に対し、アンケートを実施し、その結果に基づき次のとおり取締役会において評価致しました。

取締役会の開催時期、頻度、審議項目数の設定、審議資料の事前提供、審議時間の確保、および議長による議事運営はいずれの点においても適切である旨を評価し、取締役会の実効性は概ね確保されている旨を確認致しました。
なお、取締役会として以下の課題を共有しております。
・中長期的な経営戦略や経営の根幹に関わる課題に関して、今後も継続的な議論を深化させる必要があること。
・健全な企業家精神の発揮に向け、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境の整備を更に進める必要があること。
・取締役会における議論を深めるため、審議資料および情報提供の更なる工夫が必要であること。
今後につきましては、上記課題の改善を図りながら、取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

【補充原則4-14-2】
当行は、取締役・監査役が、それぞれの役割・責務を適切に果たすために必要な知識を習得できる機会を提供するとともに、その費用の支援を行います。

【原則5-1】
当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主との対話に関する基本方針(第23条)」「担当部署、担当者(第24条)」「会社説明会の開催等(第25条)」に、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を規定しておりますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,154,000	4.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	9,523,000	3.58
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	9,518,260	3.58
日本生命保険相互会社	8,054,685	3.03
明治安田生命保険相互会社	7,999,394	3.01
滋賀銀行従業員持株会	6,692,299	2.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	5,807,000	2.18

株式会社みずほ銀行	5,600,000	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,020,000	1.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,368,875	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

(1) シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド及びシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成22年11月8日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから商号変更)が、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーに株式を全額譲渡し、平成22年11月1日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー
住 所 英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエル、ブルトン ストリート1、タイムアンドライフビル5階
所有株式数 19,851千株
発行済株式総数に対する 7.48%
所有株式数の割合

(2) 平成28年3月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほインターナショナル(Mizuho International plc)が、平成27年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行の所有株式を除き、当行として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称 株式会社みずほ銀行
住 所 東京都千代田区大手町1丁目5番5号
保有株券等の数 5,600千株
株券等保有割合 1.87%

氏名又は名称 みずほ証券株式会社
住 所 東京都千代田区大手町1丁目5番1号
保有株券等の数 20,234千株
株券等保有割合 6.76%

氏名又は名称 みずほ信託銀行株式会社
住 所 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
保有株券等の数 3,458千株
株券等保有割合 1.15%

氏名又は名称 みずほインターナショナル(Mizuho International plc)
住 所 Bracken House, One Friday Street, London, EC4M 9JA, United Kingdom
保有株券等の数 0千株
株券等保有割合 0.00%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	23 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
引馬 滋	他の会社の出身者											
辻田 素子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
引馬 滋	○	——	日本銀行および他の法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識ならびに金融に関する高い見識を有しており、独立した立場からその経験や見識を当行の経営に活かしていただくことを期待したため。また、当行と特別な利害関係は無く、当行の経営執行等について客観的・中立的な監視を行っていただくことができ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため。
辻田 素子	○	龍谷大学経済学部 教授	大学教授として専門的な知識・経験と地域経済に関する高い見識を有しており、独立した立場からその経験や見識を当行の経営に活かしていただくことを期待したため。また、当行と特別な利害関係は無く、当行の経営執行等について客観的・中立的な監視を行っていただくことができ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査につき、監査報告書への意見形成に至る過程を会計監査人から説明等を受け、意見交換を実施しております。また、会計監査人の会計監査に実際に立会い、法令等を遵守した監査がなされているか等の確認を行っております。

(2) 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門の主催により、毎月開催される内部監査報告会に出席し、監査部門による営業店、本部各部、関連会社の監査結果を聴取し、意見交換を実施するとともに、実際の監査に適宜立会い、監査状況を確認しております。また、内部監査部門による監査の結果、重大な事象が発見された場合、内部監査部門は直ちに監査役に対して報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西川 聰	他の会社の出身者													
安井 肇	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 聰	○	――	大蔵省(現財務省)およびその他の法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識ならびに金融に関する高い見識を当行の監査に反映していただくことを期待したため。また、当行と特別な利害関係は無く、当行の経営執行等について客観的・中立的な監視

			を行っていただくことができ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため。
安井 肇	○	・株式会社安井アソシエイツ代表取締役社長 ・ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社顧問	日本銀行および監査法人における豊富な経験、企業財務に関する深い知識ならびに金融に関する高い見識を当行の監査に反映していただくことを期待したため。また、当行と特別な利害関係は無く、当行の経営執行等について客観的・中立的な監視を行っていただくことができ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員（社外監査役）を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成25年6月25日開催の当行第126期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションを導入することを決議いたしました。

＜当行の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容＞

- (1)新株予約権の目的である株式の種類：普通株式
- (2)新株予約権の目的である株式の総数：200千株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は100株とする。なお、決議日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- (3)新株予約権の総数：取締役に対して割り当てる新株予約権の総数2,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。
- (4)新株予約権の払込金額：新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、新株予約権の割り当てを受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。
- (5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (6)新株予約権を行使することができる期間：新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限：取締役会の決議による承認を要する。
- (8)新株予約権の行使の条件：新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

・株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲をより高めるため、取締役に対し、従来の取締役の報酬等の額とは別に、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

＜当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)＞

- ・取締役(16人)に対し、報酬等総額302百万円(基本報酬262百万円、ストックオプション39百万円)
- ・監査役(2人)に対し、報酬等総額41百万円(基本報酬41百万円)
- ・社外取締役・社外監査役(4人)に対し、報酬等総額23百万円(基本報酬23百万円)

(注) 上記のほか、取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等の総額は107百万円(基本報酬9名・64百万円、賞与9名・42百万円)です。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行の社内取締役の役員報酬については、役位・就任年を基にした固定報酬ならびに株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬で構成しております。また、社外取締役および監査役については、役位・就任年を基にした固定報酬のみとしております。

なお、固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲で取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対するサポートは、監査役室が担当しており、取締役会議案・報告資料の事前配付及び事前説明等を行うほか、行内規程等の行内情報を閲覧できる環境を整備しております。

社外監査役に対するサポートは、監査役室が担当するほか、定期的に開催される監査役会において、常勤監査役が業務監査の状況、重要会議の内容、閲覧した重要書類の概要等につき社外監査役に報告し、社外監査役による監査を支援しております。また、本部各部は社外監査役の要請により、取締役の重要な業務執行の状況について直ちに報告する態勢を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜業務執行、監査・監督の方法＞

(1) 取締役会

取締役会は、14名(平成28年6月24日現在)の取締役(うち社外取締役2名)で構成され、監査役出席のもと、原則毎月1回開催し、当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

(2) 監査役会

当行は、監査役会制度採用会社であり、監査役4名(うち社外監査役2名)(平成28年6月24日現在)が監査役会を原則として毎月1回開催しております。各監査役は、監査役会において定めた監査計画等に従い、取締役会や常務会、内部監査報告会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。なお、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行うとともに、内部監査部門等と連携しながら適切な監査を実施しております。

(3) 常務会

常務会は、取締役会長・取締役頭取・取締役副頭取・専務取締役・常務取締役から構成され、投資計画、新商品の開発、営業体制の強化、リスク状況の把握など、経営全般について迅速な意思決定を行うために、必要に応じ開催しております。なお、重要な業務の執行については取締役会に上程しております。

(4) 内部監査体制

内部監査を実施する監査部を設置し、当行の健全かつ適切な業務運営の遂行を目的として、毎年取締役会が承認した「年度内部監査計画」に基づき、被監査部店の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価しております。また、原則毎月1回、取締役頭取を含む経営陣が出席する内部監査報告会を実施し、監査結果の報告及び被監査部店の実態、問題点、課題についての検討を行い、当行のリスクの軽減化、事務の堅確化、業務運営の適切性の確保に努めております。

(5) CSR委員会

CSR委員会は、取締役頭取を委員長とし、経営理念である「CSR憲章」をもとに「誠実な企業としての価値の創造と向上」を図り、当行の「持続的発展」に資することを目的として、あらゆる「ステークホルダー」に対する「SR(社会的責任)」を果たすための企画の検討を行っております。

(6) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、専務取締役を委員長とし、参与として監査役を加え、誠実・公正な企業活動の遂行に資することを目的として、社会規範、法令および当行内規の遵守に係る諸問題について総合的な検討を行っております。

(7) ALM委員会

ALM委員会は取締役頭取を委員長とし、リスク管理の充実によって安定した収益の向上に寄与することを目的として、リスクに関する報告や分析・討議を行なうとともに、ALM(資産と負債の総合管理)の対応を図っております。

(8) 会計監査人

会計監査につきましては、当行と監査契約を締結している有責任監査法人トーマツが監査を実施しております。

＜監査の状況＞

当行の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は、以下のとおりです。

氏名	所属する監査法人
木村 幸彦	有限責任監査法人トーマツ
松崎 雅則	有限責任監査法人トーマツ
鈴木 朋之	有限責任監査法人トーマツ

(会計監査業務に係る補助者)
公認会計士9名、会計士補等5名、その他4名

＜監査役の機能強化に関する取組状況＞

- ・当行は、平成27年6月25日、監査役室を新設し、監査役の職務を補助する業務執行役員から独立した使用人を常設することで、監査役の職務を遂行するための体制を強化いたしました。
- ・当行の社内監査役は、銀行員としての十分な経歴を持ち、また社外監査役も会社経営に関する十分な経歴を持っていることから、両者とも財務・会計に関する十分な知見を有しております。

＜責任限定契約＞

- ・当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、当行と社外取締役又は社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役2名、社外監査役2名は、当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

＜責任限定契約の内容＞

- ・社外取締役又は社外監査役が、善意かつ重大な過失が無い場合で、銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、定款第29条又は第39条の規定の範囲内である1,000万円又は次の各号の金額の合計額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。
 - (1) その在職中に銀行から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。
 - (2) 銀行の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、監査役会制度を採用し、社外取締役を含む取締役会が経営を監督する機能を担い、社外監査役を含む監査役会が取締役会を牽制する体制としております。

業務運営上は、業務執行の意思決定機関である常務会を中心に、コンプライアンス委員会やALM委員会を設置し、さらに内部監査部門がそれらの運営状況の監視を行っております。

このような体制により、当行は適正なコーポレート・ガバナンスを確保できているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	出来る限り、集中する日に開催しないよう日程調整を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使については、平成18年6月の株主総会より実施しており、当行の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイトをご利用いただくことによって行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家さまには、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年6月24日開催の第129期定時株主総会より、招集ご通知(要約)の英語版を当行ホームページの「株主・投資家の皆さま」ページ及びTDnetに掲載しております。
その他	平成28年6月24日開催の第129期定時株主総会招集ご通知は、平成28年6月3日に発送させていただいており、招集ご通知発送前の平成28年5月31日より当行ホームページの「株主・投資家の皆さま」ページ及びTDnetに掲載しております。 また、有価証券報告書については、株主総会前の平成28年6月9日に提出・開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当行は、個人投資家向けの会社説明会を、当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)において、以下の通り開催させていただきました。 ・平成28年9月16日(金) 滋賀県大津市:1回 ＜今後の方針＞ 個人投資家向け会社説明会につきましては、定期的に開催してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当行はアナリスト・機関投資家向けの会社説明会を当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)において、以下の通り開催させていただきました。 ・平成28年5月31日(火) 東京都中央区:1回 ＜今後の方針＞ アナリスト・機関投資家向け会社説明会につきましては、定期的に開催してまいります。 個別のミーティング等につきましても、適宜開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や有価証券報告書、ディスクロージャー誌、CSRレポート等を当行ホームページ(http://www.shigagin.com)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は下記のとおりです。 総合企画部(連絡先:077-521-2200)	
その他	当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に、「株主との対話に関する基本方針」、「担当部署、担当者」、「会社説明会の開催等」について、以下の通り規定しております。 (株主との対話に関する基本方針) 第23条 当行は、企業の健全かつ持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話に努め、取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を策定し、開示する。 (担当部署、担当者)	

	第24条 株主との建設的な対話を含むIR活動の統轄部署を総合企画部とし、同部の担当取締役をIR担当者とする。 2 総合企画部は経営管理部および総務部と緊密に連携し、インサイダー情報管理を踏まえた適切なIR活動を運営する。 (会社説明会の開催等) 第25条 当行は、株主、投資家を対象に、会社説明会を適宜開催する。 2 株主、投資家の意見は役員が共有し、経営施策に活用する。
--	---

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「ステークホルダーの尊重(第7条)」に規定しておりますので、ご参照ください。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行グループは、昭和41年に制定された行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」をCSR(企業の社会的責任)経営の原点とし、「地域社会」、「役職員」、「地球環境」との共存共栄を追求する「CSR憲章」を平成19年4月に制定し、社会の一員として「共存共栄」の実現に向け取り組んでおります。 こうした取り組みの具体的内容については、毎年作成している「CSRレポート(※)」に掲載し、皆さまにご報告をさせていただいております。 (※)CSRレポート掲載箇所 … http://www.shigagin.com/csr/report/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「適切な情報開示(第10条)」「株主との対話に関する基本方針(第23条)」に規定しておりますので、ご参照ください。 また、「滋賀銀行の行動規範」において、経営情報等の積極的かつ公正な開示により、顧客、株主、地域社会等とのコミュニケーションを図り、透明な経営の確保に努めることを定めております。
その他	「女性の活躍推進に関する取り組みについて」 当行は、早くからポジティブアクションの観点で女性の能力開発に取り組んできました。平成18年12月には「女性活躍推進委員会」を設置、女性の立場から「女性が働きやすい風土の醸成、キャリア形成支援、制度の充実」を軸に経営に提言を行い、女性自らが活躍するための諸制度を充実させてきました。 また、男性の育児休業取得率や女性活躍にかかる取り組みが評価され、平成28年4月に次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」の認定を受けております。 平成28年4月からは女性管理職の増加を含む数値目標を掲げ、より一層女性が活躍できる職場となるよう進めております。 ○女性活躍推進法に基づく数値目標 (期間:平成28年4月1日～平成32年3月31日) ・管理職(課店長級以上)に占める女性割合を5%以上とする ・管理職(代理補以上)に占める女性割合を25%以上とする ・法人渉外に携わる女性割合を20%以上とする ○主な取り組み ・女性管理職を養成する研修や女性の職域拡大に向けた研修の実施 ・育児休業者の休業中、復帰後におけるサポート体制の構築 ・職の転換制度や再雇用制度など多様な働き方に対応できる人事制度 ・職員が仕事と家庭を両立させイキイキと活躍できる職場づくりに向けた「イクボス宣言」の実施

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本的な考え方」

<基本方針>

当行は、滋賀県に本拠を置く地方銀行として、伝統ある近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を継承した行是「自分にきびしく、人には親切、社会につくす」をCSR（企業の社会的責任）の原点とし、経営理念に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄に努めています。この考え方に基づき、当行グループは、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築しています。また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行います。

（業務の適正を確保するための体制）

(1) 当行及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当行及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行グループは、コンプライアンス体制の整備、並びに規程類の制定、使用人の教育訓練を行い、グループ全体としてのコンプライアンス体制を構築しています。
- ・当行の経営管理部はコンプライアンス統轄部署として、グループ会社のコンプライアンス体制の整備、規程類の制定、使用人の教育や訓練に、必要に応じ助言や指導を行います。
- ・当行の総合企画部及び所管部はグループ会社における日常のコンプライアンス実施状況を把握し、必要に応じ助言や指導を行います。
- ・当行の監査役及び監査部は、当行グループの健全かつ適正な業務運営に資することを目的に監査を実施しています。
- ・また、当行グループでは全ての役職員が利用できる「内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）」を整備しています。
- ・当行グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断し、断固として排除するための体制を整備しています。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当行は取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しています。

(3) 当行及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当行は基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っています。リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としています。
- ・グループ会社のリスク管理に関しては、当行の総合企画部がリスク管理規程に基づき、各リスク所管部と連携し、その保有するリスクに応じて適切に管理を行っています。
- ・当行の総合企画部はグループ会社からの報告、もしくは銀行のモニタリング等の結果に基づき、リスクの状況を適切に把握し、それが銀行の経営に重要な影響を与えると判断した場合は常務会及び必要に応じて取締役会に報告を行う体制を整備しています。

(4) 当行及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当行グループでは、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定めています。また、当行では取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しています。
- ・役付取締役については、担当業務を定めることで職務分担を行い、効率化を図っています。
- ・中期経営計画において連結での経営指標を掲げ、グループとしての効率化に努めています。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行は当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しています。
- ・当行グループは「関連会社管理・運営規程」を定め、コンプライアンス、顧客保護、リスク管理等について、グループ横断的に統一された管理体制の構築を目指しています。
- ・グループ会社の代表取締役は全部課店長会やCSR委員会等の重要な会議に出席しています。
- ・当行の監査役及び監査部はグループ会社に対しても定期的に業務監査を行っています。
- ・グループ会社に対し、四半期ごとの財務・業績の概況ならびに決算状況の他、当行が求めた場合には一定の事項を報告することを義務付けています。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・当行は監査役の職務を補助する業務執行取締役から独立した使用人を常設し、監査役の職務を遂行するために十分な体制を構築します。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしています。
- ・監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い業務を遂行する方針を定めています。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（これらから報告を受けた者を含む）が当行監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当行の監査役は当行グループの経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保するため、各企業の主要な会議にも出席しています。
- ・また、当行監査役は当行代表取締役と定期的な意見交換会を開催しています。

- ・グループ会社で作成する稟議書やその他の重要な報告は当行監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しています。
- ・当行グループでは全ての役職員が利用できる内部通報制度(コンプライアンスヘルプライン)を整備しており、通報内容は当行監査役に報告されます。なお、通報したことを理由に不利益扱いを行うことは禁止されています。

(8) 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づき費用の前払いの請求等をしたときは、その職務に必要でないと認める場合を除き、速やかに支払う方針を定めています。

「内部統制システムの整備状況」

- ・当行は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、平成28年9月28日に一部改正の取締役会決議を行い、平成28年10月17日より実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当行は健全な市民社会に脅威を与える反社会的勢力を断固排除することを基本方針とし、当行の具体的な行動基準である「滋賀銀行の行動規範」に定めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・当行は上記の基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を目的として「反社会的勢力等対応規程」を制定し、担当部署にて下記のとおり対応しております。

[1] 反社会的勢力排除のためのコンプライアンス・プログラムの実施

[2] 反社会的勢力等に関する情報の一元管理、反社会的勢力等のデータベースの整備

[3] 反社会的勢力等への対応マニュアルの策定、各種契約書、約款等への暴力団排除条項の導入

[4] 警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部機関との連携、滋賀県金融機関・警察連絡協議会への参加

[5] 反社会的勢力等への対応に関する研修の実施

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

- ・ 当行は、情報開示に関する規程として「経営関連情報開示規程」を制定し、当行グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面等の情報の公正かつ適時・適切な開示により、お客さま、株主さま、投資家のみなさま、地域社会等のすべてのステークホルダーに、当行に対する理解を促進し、その適正な評価を得るために、透明性の高い情報開示に向け真摯な姿勢で取り組んでおります。

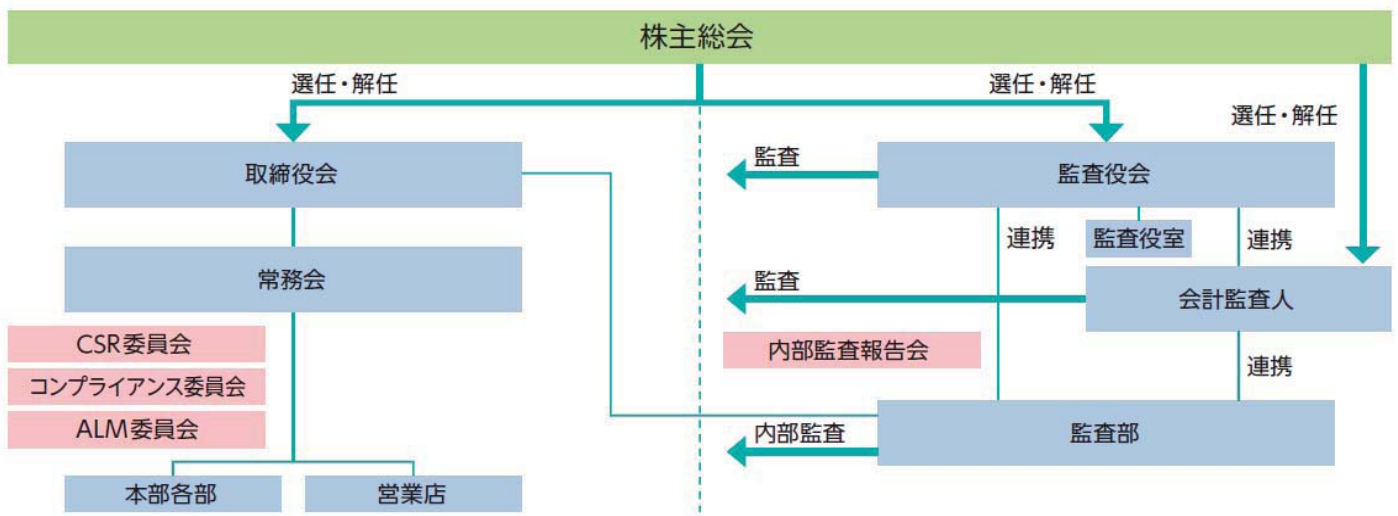
(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制

- ・ 当行は、「経営関連情報開示規程」を制定し、経営関連情報を、(1)法令(定例)開示情報、(2)法令(適時)開示情報(決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算関連情報)、(3)その他の重要な情報に分類し、総合企画部を経営関連情報開示統轄部署(統轄部署)と定めて、適時・適切な情報開示を行っております。
- ・ また、統轄部署は、各部から経営関連情報の適時報告を受け、これを一元的に管理・整理する体制とし、規程に基づいて取締役会等に付議または報告を行い、承認を受けた後、速やかに開示を実施しております。

(3) コンプライアンスに関する社内体制

- ・ さらに当行では、コンプライアンス部署である経営管理部法務室が、コンプライアンスの充実・強化・検証をはかるとともに、本部各部・支店からは独立した部署である監査部が内部監査を行うことで、当行グループ全体の内部管理体制の向上に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



【開示情報の社内連絡体制】

